

長浜市告示第 9 5 号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業である彦根長浜都市計画室町土地区画整理事業の実施に伴い、長浜市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき議決を経て定めたことから、同条第 2 項の規定により告示する。

この変更は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 7 9 条の規定により、土地区画整理法第 1 0 3 条第 4 項の規定による彦根長浜都市計画室町土地区画整理事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

令和 7 年 3 月 2 5 日

長浜市長 浅見 宣義

変更前			変更後	
町	字	地 番	町	字
室町	城居立	80、87、88 の一部、88 の 1、89、89 の 1、90、90 の 1 及び 91	室町	
	四十村	96 から 98 まで、98 の 1、98 の 2、99 の 1、99 の 2、100 の 1 から 100 の 4 まで、101 の 1 から 101 の 4 まで、102、103 の 1、103 の 2、104 の 1 から 104 の 3 まで及び 105 の 1 から 105 の 3 まで		
	南今五郎	106 の 2、106 の 5 から 106 の 8 まで、107 の 1、107 の 8、108 の 1、109 の 1、110 の 1、111、112 の 1 及び 113 の 1		
	宮田	115 の 1、116、116 の 1、117、118 の 1、119、120 の 1、121 の 3 から 121 の 5 まで、122 の 1、123 の 1、124 の 1 及び 124 の 9		
	東今五郎	125 の 1 から 125 の 6 まで、126 の 1 から 126 の 5 まで、127、127 の 1 から 127 の 3 まで、128、128 の 1 から 128 の 5 まで、129、129 の 1 から 129 の 4 まで、130、130 の 1 から 130 の 6 まで、131 の 1 から 131 の 5 まで、132、132 の 1 から 132 の 4 まで、133 の 1 から 133 の 4 まで、134 及び 134 の 1 から 134 の 3 まで		
	大町	135 の 1 から 135 の 3 まで、136 の 1、136 の 2、137 の 1、137 の 2、138 の 1、138 の 2、139 の 1、139 の 2、140 の 1 から 140 の 3 まで、141 の 1、141 の 2、142 の 1 から 142 の 3 まで、143 の 1 から 143 の 3 まで、143 の 6 及び 143 の 8 から 143 の 11 まで		
	中井戸	334、334 の 4、334 の 6 から 334 の 10 まで、335、335 の 1 から 335 の 5 まで、336 の一部、336 の 1 から 336 の 4 まで、337 の 3 の一部、337 の 4、337 の 5、338、		

	338 の 3、338 の 4、339 の 1 から 339 の 5 まで、339 の 7、340 の 1 から 340 の 5 まで、341、341 の 1 から 341 の 3 まで、342、342 の 1 から 342 の 4 まで、343、343 の 1 から 343 の 5 まで及び 344	
猫土	368 から 374 まで、374 の 1 から 374 の 3 まで、375 から 383 まで、385 から 390 まで、390 の 1、391、392、392 の 1、393 から 395 まで及び 395 の 1 から 395 の 3 まで	
薬師堂	401 の 5、402 の 5、403 の 4、404 の 5 及び 405 の 5	
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路又は水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。		

備考 上記の土地表示は、令和 7 年 3 月 2 4 日現在の土地登記簿によるものである。